

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 後	現 行
IV 保険商品審査上の留意点等 IV-5 保険数値 IV-5-2 責任準備金 [(1)・(2) 略] (3) MVAの仕組みを持つ商品の責任準備金については、<u>以下の点に留意する。</u> ① <u>保険料積立金と解約返戻金のいずれか大きい額を積み立てることとなっているか。</u> ② <u>平成8年大蔵省告示第48号（以下、IV-5-2において「告示」という。）第3項ただし書の規定を適用する場合には、特に以下の要件を満たしているか。</u> ア. <u>告示第3項ただし書の規定適用に関する方針やプロセス等を文書化しているか。また、特段の事情がない限り一貫した方針を継続的に適用することとしているか。なお、特段の事情がなく当該方針等を変更した場合には、継続的に適用したことに該当しないことに留意すること。</u> イ. <u>上記の方針やプロセス等を遵守する体制を整備しているか。</u> ウ. <u>告示第3項ただし書に定めるMVAを有する保険契約を基礎とする区分（以下、(3)において「区分」という。）は、適切な区分経理等（Ⅱ-2-4に示す区分経理および当該区分経理と同程度のもの）により、区分および区分に対応する資産が明確に分別管理され、会計上の資産及び負債の残高との整合性が確保されているか。</u> エ. <u>区分の設定について、適切な資産負債の総合的な管理を踏まえ、キャッシュ・フローの特性が類似した商品種類ごとに設定しているか。また、新たな区分を設定した場合は、それ以降の新契約を対象とすることとしているか。</u> オ. <u>告示第3項第3号における5年ごと金利感应度の重要性が乏し</u>	IV 保険商品審査上の留意点等 IV-5 保険数値 IV-5-2 責任準備金 [(1)・(2) 略] (3) MVAの仕組みを持つ商品の責任準備金については、<u>保険料積立金と解約返戻金とのいずれか大きい額を積み立てることとなっているか。</u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>

いと認められる場合とする基準（例えば、区分に属する保険契約の特定の年限及びその前後2年間を含めたキャッシュ・フローが全期間のキャッシュ・フローに占める割合が5%未満であり、当該特定の年限の5年ごと金利感応度が全体金利感応度に占める割合が低い場合）を定めているか。

カ. 規則別紙様式第6号、第6号の2、第7号、第7号の2、第11号、第11号の2、第12号、第12号の2の記載にあたっては、以下の項目を注記しているか。

（ア） 告示第3項ただし書の規定適用に関する方針の概要（区分を特定する考え方を含む。）及び区分

（イ） 財務諸表への影響額（不積立とした額）、

（ウ） 区分の設定方針の重大な変更を行った場合には変更の旨、その理由及び変更に伴う財務諸表への影響額

③ 標準責任準備金対象外契約について、告示第3項のただし書の要件をいずれも満たし、当該商品の運用対象資産の時価変動と解約返戻金額の変動との連動性が高いと認められる場合は、保険料の計算の基礎となる係数に基づき計算した保険料積立金を積み立てることができる。

(4) 告示第10項表1に規定する米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約の対象利率の計算において、合理的な指標を参照することとしているか。なお、当分の間、ブルームバーグが提供する以下のインデックス指標を使用する場合は合理的な指標を参照しているものとして審査する。

（新設）

(4) 平成8年大蔵省告示第48号第10項表1に規定する米国通貨建保険契約及び豪州通貨建保険契約の対象利率の計算において、合理的な指標を参照することとしているか。なお、当分の間、ブルームバーグが提供する以下のインデックス指標を使用する場合は合理的な指標を参照しているものとして審査する。